

国保税の特別収納対策実施要領

- 1 趣旨 平成 26 年度国民健康保険事業の決算においては、一般会計から赤字補てんのための政策的繰入として 30 億円を投入しましたが、それでも累積赤字額は約 45 億円になるものと予測されます。

国民健康保険事業の財政健全運営のため、また、本市の財政健全運営のためにも多くの税収を確保しなければなりません。これまで国民健康保険課では職員一丸となり、その達成へ向けて数々の収納対策を図ってきましたが、厳しい状況が続いています。

この課題を達成するため、今回、市長の定例記者会見をはじめ、健康部内の課長級以上の管理職と国民健康保険課の保険税担当以外の職員で特別収納対策体制をとり、現在の国民健康保険事業の厳しい収納状況を内外へ発信して市民の納税意識の高揚を図ります。

- 2 内容 国民健康保険税の滞納者宅へ電話し、保険税の未納額を 1 円でも多く納めてもらい、保険証未更新者については、更新及び納付の相談を促し、社保加入者は国保喪失手続きをしてもらうことにより調定額を減らす。国民健康保険制度の意義を説明し、納税意識を高揚させ納付へ結びつける対策をとる。

- 3 特別対策期間

平成 27 年 4 月 15 日（水） ～ 平成 25 年 4 月 24 日（金）

- 4 動員対象者

- (1) 市長・知念副市長（2 人）
- (2) 健康部の課長級以上の管理職（14 人）
- (3) 国民健康保険課の全職員（保険税徴収担当職員を除く）（25 人）

合計 41 人

※保険税徴収担当職員においては別途交渉困難者の対応等にあたる

- 5 電話件数 約 500 件

- 6 対象者

- (1) 保険証有効期限が切れており、その後更新が行われていない者
- (2) 前年度（平成 25 年度）完納、今年度（平成 26 年度）滞納のある者
- (3) 社保加入と思われる者で国保喪失手続きが行われていない者
- (4) 市内在住者